

第 2 8 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行う等のため提出します。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の
処遇等に関する条例（昭和63年7月台東区条例第12号）の一
部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、
「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。